

論 点 整 理 (個 別 票) 【 案 】

議題番号

5

審議事項	電子計算機処理の制限、電子計算機の結合の制限
------	------------------------

関係規定	現行条例	第9条、第12条
	改正法	直接の規定なし（第66条、第69条、第70条）

改正法上の取扱い	規定されないもの	・ 電子計算機処理及び電子計算機の結合の制限、電子計算機処理及び電子計算機の結合に係る審議会への意見聴取手続
	変更されるもの	－
	新規	－

新条例への規定の可否	<ul style="list-style-type: none"> ・ 電子計算機処理及び電子計算機の結合に関して特別な制限を課す規定は許容されないとされている。 ・ 電子計算機処理及び電子計算機の結合に関して典型的に審議会等への諮問を要件とする（意見聴取を義務付ける）規定は許容されないとされている。 <p>（改正法上、同法第66条、第69条第2項、第70条の規定の適正な運用により、オンライン・オフラインを問わずに必要な保護が図られることから、オンライン化や電子化のみに着目した特則は設けていないとされている。）</p>
------------	---

項目と論点	1 電子計算機処理の制限	<p>① センシティブ情報に係る電子計算機処理の原則禁止を条例上規定できないことに係る代替措置の要否（センシティブ情報に係る電子計算機処理の必要性等（事務の目的を達成するために必要不可欠であり、かつ、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないこと）にかかる判断の合理性の担保）</p> <p>② 電子計算機処理を行うにあたって保護安全対策が適切に講じられていることを担保する仕組みの要否</p>
	2 電子計算機の結合の制限	<p>① 電子計算機の結合の原則禁止を条例上規定できないことに係る代替措置の要否</p> <p>② 電子計算機の結合を行うにあたって保護安全対策が適切に講じられていることを担保する仕組みの要否</p>

事務局における考え方（案）	1 電子計算機処理の制限	<ul style="list-style-type: none"> ・ 改正法の趣旨からは、<u>電子計算機処理に特化した制限規定を条例で明文化することはできないが、現行条例の規定の趣旨に鑑み、センシティブ情報の電子計算機処理の必要性等の判断が恣意的にならないようにするとともに、情報セキュリティ対策が適切に講じられていることを担保するため、例えば、次のような方法を採用することが考えられる。</u> <ul style="list-style-type: none"> ア 制度所管部署に事前協議を行う イ 審議会に取扱状況の報告を行う
	2 電子計算機の結合の制限	<ul style="list-style-type: none"> ・ 改正法の趣旨からは、<u>電子計算機の結合に特化した制限規定を条例で明文化することはできないが、現行条例の規定の趣旨に鑑み、運用上、実施機関においては外部侵入等の危険性に配慮して慎重に取り扱うべきであることから、情報セキュリティ対策が適切に講じられていることを担保するため、例えば、次のような方法を採用することが考えられる。</u> <ul style="list-style-type: none"> ア 制度所管部署に事前協議を行う イ 審議会に取扱状況の報告を行う

議題番号		5					
見出し	個人情報保護法(改正後)			見出し	大阪市個人情報保護条例(現行条例)		
	条	項	号		条	項	号
					第1章 総則		
				定義	2		7 電子計算機処理 電子計算機を使用して行われる情報の入力、蓄積、編集、加工、修正、更新、検索、消去、出力又はこれらに類する処理をいう。ただし、専ら文章を作成し、又は文書若しくは図画の内容を記録するための処理その他市規則で定める処理を除く。
					第2章 実施機関が取り扱う個人情報の保護		
					第1節 個人情報の適切な取扱いの確保		
				電子計算機処理の制限	9	1	実施機関は、新たに保有個人情報(法人その他の団体に関して記録された情報に含まれる当該団体の役員に関する情報及び事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。第12条第1項において同じ。)の電子計算機処理を行おうとするときは、あらかじめ審議会の意見を聴かなければならない。ただし、急を要するときその他実施機関が事務又は事業の遂行に支障が生ずると認めるときは、この限りでない。
				電子計算機処理の制限	9	2	実施機関は、保有個人情報で第6条第2項に規定する個人情報に該当するものの電子計算機処理を行ってはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。 (1) 法令等に定めがあるとき (2) 事務の目的を達成するために必要不可欠であり、かつ、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき
				電子計算機処理の制限	9	3	実施機関は、前項第2号の規定により保有個人情報で第6条第2項に規定する個人情報に該当するものの電子計算機処理を行おうとするときは、あらかじめ審議会の意見を聴かなければならない。ただし、急を要するときその他実施機関が事務又は事業の遂行に支障が生ずると認めるときは、この限りでない。
				電子計算機処理の制限	9	4	第6条第5項の規定は、第1項ただし書又は前項ただし書の規定により審議会の意見を聴かないで保有個人情報の電子計算機処理を行った場合について準用する。
				電子計算機の結合の制限	12	1	実施機関は、保有個人情報の電子計算機処理を行うときは、本市の他の機関若しくは国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人又は本人以外のものと通信回線により電子計算機の結合を行ってはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。 (1) 法令等に定めがあるとき (2) 実施機関が公益上特に必要があると認めるとき

議題番号		5					
見出し	個人情報保護法(改正後)			見出し	大阪市個人情報保護条例(現行条例)		
	条	項	号		条	項	号
				電子計算機の結合の制限	12	2	第6条第4項及び第5項の規定は、前項第2号の規定により電子計算機の結合を行うおとす場合について準用する。
安全管理措置	66	1					
利用及び提供の制限	69	1					
利用及び提供の制限	69	2	本文				
利用及び提供の制限	69	2	1				
利用及び提供の制限	69	2	2				
利用及び提供の制限	69	2	3				
利用及び提供の制限	69	2	4				
利用及び提供の制限	69	3					

議題番号		5						
見出し	個人情報保護法(改正後)			見出し	大阪市個人情報保護条例(現行条例)			
	条	項	号		条	項	号	規定内容
利用及び提供の制限	69	4		行政機関の長等は、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、保有個人情報の利用目的以外の目的のための行政機関等の内部における利用を特定の部局若しくは機関又は職員に限るものとする。				
保有個人情報の提供を受ける者に対する措置要求	70			行政機関の長等は、利用目的のために又は前条第二項第三号若しくは第四号の規定に基づき、保有個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、保有個人情報の提供を受ける者に対し、提供に係る個人情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。				

論点整理（個別票） 【案】

議題番号

6

審議事項	漏えい等の報告及び本人通知
------	---------------

関係規定	現行条例	—
	改正法	第68条

改正法上の取扱い	規定されないもの	—
	変更されるもの	—
	新規	・ 漏えい等が生じた場合の個人情報保護委員会への報告及び本人への通知の義務
新条例への規定の可否	・ 個人情報保護の制度に関わる事項のため、改正法と矛盾する定めは許容されないと考えられる。	

項目と論点	市内部における現行の事務処理誤りに係る公表等の事務の取扱い	・ 実質的には趣旨及び目的が重複すると考えられる、現在行っている市内部での事務処理誤りに係る公表等の事務（※現行条例ではなく「個人情報に係る事務処理誤り等の公表に関する事務取扱要領」で定めている。）の存続の要否
-------	-------------------------------	---

事務局における考え方（案）	市内部における現行の事務処理誤りに係る公表等の事務の取扱い	・ <u>改正法第68条の規定（個人情報保護委員会への報告と本人への通知）と現在の本市内部における事務処理誤りに係る公表等の事務の内容とは矛盾するものではないこと、本市内部においても、これまで通り、保有個人情報の漏えい等に係る事故の件数、内容等を把握し、適切な対応を行う必要があることから、改正法第68条の規定に基づく事務を新たに行う一方で、現行の市内部での要領に基づく事務処理誤りに係る公表等の事務も存続することが妥当である。</u>
---------------	-------------------------------	--

議題番号		6					
見出し	個人情報保護法(改正後)			見出し	大阪市個人情報保護条例(現行条例)		
	条	項	号		条	項	号
第5章 行政機関等の義務等							
第2節 行政機関等における個人情報等の取扱い							
漏えい等の報告等	68	1	行政機関の長等は、保有個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の保有個人情報の安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれ大きいものとして個人情報保護委員会規則で定めるものが生じたときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該事態が生じた旨を個人情報保護委員会に報告しなければならない。				
漏えい等の報告等	68	2	前項に規定する場合には、行政機関の長等は、本人に対し、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該事態が生じた旨を通知しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りではない。 一 本人への通知が困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるとき。 二 当該保有個人情報に第七十八条第一項各号に掲げる情報のいずれかが含まれるとき。				

論 点 整 理 (個 別 票) 【 案 】

議題番号

7

審議事項	適正な管理・安全管理措置
------	--------------

関係規定	現行条例	第13条、第14条、第56条
	改正法	第65条、第66条

改正法上の取扱い	規定されないもの	・ 行政機関の長等が保有個人情報の保護に関する責任体制を明確にすること
	変更されるもの	－
	新規	・ 受託者からの受託者（再受託者）に係る安全管理措置の義務（指定管理者からの受託者については現行条例上に規定あり。）
新条例への規定の可否	・ 個人情報保護の制度に関わる事項のため、改正法と矛盾する定めは許容されないと考えられる。	

項目と論点	1 改正法の規定によること	・ 上記のとおり、改正法の規定と条例の規定とには若干の差異があるものの、改正法の規定によることで支障はないか。
	2 再委託先等における安全管理措置義務	・ 改正法第66条第2項各号に定める者（再委託先等）が同法の定めの下で採るべき安全管理措置に関して、本市として新たに措置しておくべき事項はあるか。

事務局における考え方（案）	1 改正法の規定によること	・ 改正法上規定されなかった「行政機関の長等が保有個人情報の保護に関する責任体制を明確にすること」については、広く個人情報保護に係る安全管理措置に含まれる項目であると考えられることから、改正法下において現行条例に基づく取扱いを変えるべきところはないと考える。
	2 再委託先等における安全管理措置義務	・ 行政機関等と同等の安全管理措置を講じなければならない旨の同条の規定が、改正法第66条第2項各号に定める者（再委託先等）に直接適用されることから、特段の対応を行わなくても支障はないと考える。

議題番号		7						
見出し	個人情報保護法(改正後)			見出し	大阪市個人情報保護条例(現行条例)			
	条	項	号		条	項	号	
第5章 行政機関等の義務等				第2章 実施機関が取り扱う個人情報の保護				
第2節 行政機関等における個人情報等の取扱い				第1節 個人情報の適切な取扱いの確保				
正確性の確保	65			適正な維持管理	13	1	実施機関は、事務の目的の達成に必要な範囲内で、保有個人情報を常に正確かつ最新の状態に保つよう努めなければならない。	
安全管理措置	66	1	行政機関の長等は、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。	適正な維持管理	13	2	実施機関は、保有個人情報の保護に関する責任体制を明確にし、保有個人情報の漏えい、滅失、き損及び改ざんの防止その他の保有個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。	
				事務処理の委託	14		実施機関は、個人情報を取り扱う事務の全部又は一部の処理を委託しようとするときは、委託に関する契約書に個人情報の漏えい、滅失、き損及び改ざん等の防止に関する事項、契約に違反したときの契約解除及び損害賠償に関する事項等を明記するなど、個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。	
安全管理措置	66	2	本文	前項の規定は、次の各号に掲げる者が当該各号に定める業務を行う場合における個人情報の取扱いについて準用する。				
安全管理措置	66	2	1	行政機関等から個人情報の取扱いの委託を受けた者 当該委託を受けた業務	受託者の義務	15	1	実施機関から個人情報を取り扱う事務の全部又は一部の処理を受託している者又は受託していた者(以下「受託者」という。)は、次に掲げる行為をしてはならない。 (1) 受託した事務に関して知り得た事項を他に漏らすこと (2) 実施機関の承認を受けずに、受託した事務を第三者に委託すること (3) 実施機関の承認を受けずに、受託した事務に係る個人情報を第三者に提供すること (4) 実施機関の承認を受けずに、受託した事務に関して取得し、又は作成した個人情報が記録されている文書、図画又は電磁的記録を複製し、又は複製すること
安全管理措置	66	2	2	指定管理者(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者をいう。) 公の施設(同法第二百四十四条第一項に規定する公の施設をいう。)の管理の業務	指定管理者が取り扱う個人情報の保護に係る措置	56		公の施設の管理の業務に関し指定管理者と締結する協定等においては、指定管理者保有個人情報に係る開示、訂正及び利用停止の実施並びに情報の提供の申出に対する処理の実施に関する指定管理者の義務その他指定管理者が取り扱う個人情報の保護に関し必要な事項を定めなければならない。
安全管理措置	66	2	3	第五十八条第一項各号に掲げる者 法令に基づき行う業務であって政令で定めるもの	適正な維持管理	13	2	実施機関は、保有個人情報の保護に関する責任体制を明確にし、保有個人情報の漏えい、滅失、き損及び改ざんの防止その他の保有個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

議題番号		7						
見出し	個人情報保護法(改正後)			見出し	大阪市個人情報保護条例(現行条例)			
	条	項	号		条	項	号	
安全管理措置	66	2	4	第五十八条第二項各号に掲げる者 同項各号に定める業務のうち法令に基づき行う業務であって政令で定めるもの	適正な維持管理	13	2	実施機関は、保有個人情報の保護に関する責任体制を明確にし、保有個人情報の漏えい、滅失、き損及び改ざんの防止その他の保有個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。
安全管理措置	66	2	5	前各号に掲げる者から当該各号に定める業務の委託(二以上の段階にわたる委託を含む。)を受けた者 当該委託を受けた業務	指定管理者からの受託者等の義務等	57		第15条及び第16条の規定は、指定管理者からその管理する公の施設の管理の業務に係る個人情報を取り扱う事務の全部若しくは一部の処理を受託している者若しくは受託していた者又はこれらの者が受託し、若しくは受託していた業務に従事している者若しくは従事していた者について準用する。この場合において、第15条第1項第2号から第4号までの規定中「実施機関」とあるのは「特定実施機関」と読み替えるものとする。
								※法第66条第2項第1、3、4からの受託者については現行条例上規定なし。

論 点 整 理 (個 別 票) 【 案 】

議題番号

8

審議項目	個人情報ファイルの保有等に関する事前通知
------	----------------------

関係規定	現行条例	—
	改正法	第74条

改正法上の取扱い	規定されないもの	—
	変更されるもの	—
	新規	・ 行政機関（国関係）が個人情報ファイルを保有するときの個人情報保護委員会への事前通知の義務（なお、法律上は地方公共団体及び地方独立行政法人には適用なし）

新条例への規定の可否	・ 地方公共団体は適用対象外のため規定の必要性はない。 （※ 地方公共団体内部において事前通知を求める制度を条例で定めることは妨げられない。）
------------	--

項目と論点	改正法に準じた制度の創設の要否	① 地方公共団体内部における個人情報ファイルに係る取扱いの統一性を確保する目的から、本市（各実施機関）においても、改正法第74条第1項の規定に準じた事前通知の制度を条例上定めることの要否 ② ①について定める場合の本市内部における通知先
-------	-----------------	---

事務局における考え方	改正法に準じた制度の創設	① <u>本市内部における個人情報ファイルに係る取扱いの統一性を図る目的から、本市内部（各実施機関）においても、個人情報ファイルを保有するにあたり、改正法第74条第1項の規定に準じて、事前通知を求めるルールを定めることが望ましい。</u> ② 本市内部における事前通知の通知先としては、本市の個人情報保護制度を所管する部署（情報公開グループ）が考えられる。
------------	--------------	---

議題番号		8		個人情報保護法(改正後)		見出し		大阪府個人情報保護条例(現行条例)	
見出し		条	項	号	規定内容	条	項	号	規定内容
第5章 行政機関等の義務等									
第3節 個人情報ファイル									
個人情報ファイルの保有等に関する事前通知	74	1			<p>行政機関(会計検査院を除く。以下この条において同じ。)が個人情報ファイルを保有しようとするときは、当該行政機関の長は、あらかじめ、個人情報保護委員会に対し、次に掲げる事項を通知しなければならない。通知した事項を変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>一 個人情報ファイルの名称</p> <p>二 当該機関の名称及び個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称</p> <p>三 個人情報ファイルの利用目的</p> <p>四 個人情報ファイルに記録される項目(以下この節において「記録項目」という。)及び本人(他の個人の氏名、生年月日その他の記述等によらないで検索し得る者に限る。次項第九号において同じ。)として個人情報ファイルに記録される個人の範囲(以下この節において「記録範囲」という。)</p> <p>五 個人情報ファイルに記録される個人情報(以下この節において「記録情報」という。)の収集方法</p> <p>六 記録情報に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨</p> <p>七 記録情報を当該機関以外の者に経常的に提供する場合には、その提供先</p> <p>八 次条第三項の規定に基づき、記録項目の一部若しくは第五号若しくは前号に掲げる事項を次条第一項に規定する個人情報ファイル簿に記載しないこととするとき、又は個人情報ファイルを同項に規定する個人情報ファイル簿に掲載しないこととするときは、その旨</p> <p>九 第七十六条第一項、第九十条第一項又は第九十八条第一項の規定による請求を受理する組織の名称及び所在地</p> <p>十 第九十条第一項ただし書又は第九十八条第一項ただし書に該当するときは、その旨</p> <p>十一 その他政令で定める事項</p>				

議題番号		8					
見出し	個人情報保護法(改正後)			見出し	大阪市個人情報保護条例(現行条例)		
	条	項	号		条	項	号
個人情報ファイルの保有等に関する事前通知	74	2	<p>前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。</p> <p>一 国の安全、外交上の秘密その他の国の重大な利益に関する事項を記録する個人情報ファイル</p> <p>二 犯罪の捜査、租税に関する法律の規定に基づく犯則事件の調査又は公訴の提起若しくは維持のために作成し、又は取得する個人情報ファイル</p> <p>三 当該機関の職員又は職員であった者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、給与若しくは福利厚生に関する事項又はこれらに準ずる事項を記録するもの(当該機関が行う職員の採用試験に関する個人情報ファイルを含む。)</p> <p>四 専ら試験的な電子計算機処理の用に供するための個人情報ファイル</p> <p>五 前項の規定による通知に係る個人情報ファイルに記録されている記録情報の全部又は一部を記録した個人情報ファイルであって、その利用目的、記録項目及び記録範囲が当該通知に係るこれらの事項の範囲内のもの</p> <p>六 一年以内に消去することとなる記録情報のみを記録する個人情報ファイル</p> <p>七 資料その他の物品若しくは金銭の送付又は業務上必要な連絡のために利用する記録情報を記録した個人情報ファイルであって、送付又は連絡の相手方の氏名、住所その他の送付又は連絡に必要な事項のみを記録するもの</p> <p>八 職員が学術研究の用に供するためその発意に基づき作成し、又は取得する個人情報ファイルであって、記録情報を専ら当該学術研究の目的のために利用するもの</p> <p>九 本人の数が政令で定める数に満たない個人情報ファイル</p> <p>十 第三号から前号までに掲げる個人情報ファイルに準ずるものとして政令で定める個人情報ファイル</p> <p>十一 第六十条第二項第二号に係る個人情報ファイル</p>				
個人情報ファイルの保有等に関する事前通知	74	3	<p>行政機関の長は、第一項に規定する事項を通知した個人情報ファイルについて、当該行政機関がその保有をやめたとき、又はその個人情報ファイルが前項第九号に該当するに至ったときは、遅滞なく、個人情報保護委員会に対しその旨を通知しなければならない。</p>				

論点整理（個別票） 【案】

議題番号

9

審議項目	個人情報ファイル簿の作成及び公表
------	------------------

関係規定	現行条例	－
	改正法	第75条

改正法上の取扱い	規定されないもの	－
	変更されるもの	－
	新規	・ 個人情報ファイル簿の作成と公表の義務

新条例への規定の可否	<ul style="list-style-type: none"> ・ 個人情報保護の制度に関わる規定であり、改正法と矛盾する定めはできないと考えられる（個人情報を取扱う事務単位で作成された帳簿等を作成・公表する場合であっても、当該地方公共団体の機関又は地方独立行政法人においては、個人情報ファイル簿についても作成・公表を行わなくてはならないとされている。）。 ・ 法の趣旨に反しない限り、本人の数が政令（改正法施行令）で定める数未満の個人情報ファイルについて、個人情報ファイル簿の作成・公表を行うことは妨げられない。
------------	--

項目と論点	個人情報ファイル簿の作成及び公表義務の範囲	<ul style="list-style-type: none"> ・ 個人情報ファイル簿の作成及び公表義務の範囲について、改正法施行令で定められた数未満の個人情報ファイル簿（本人の数が1,000人未満の個人情報ファイル簿）についても、条例により、作成及び公表義務の範囲に含めることの可否。
-------	-----------------------	---

事務局における考え方	個人情報ファイル簿の作成及び公表義務の範囲	<ul style="list-style-type: none"> ・ 改正法及び改正法施行令では、本人の数が1,000人未満の個人情報ファイルについては、個人の権利利益の侵害の被害も少ないと見込まれることから、個人情報ファイル簿の作成及び公表の義務に係る規定の適用を除外しているところ、本市における取扱いにおいても同様の趣旨があてはまると考えられる。 ・ また、本人の数にかかわらず事務単位で管理する「事務の届出」の制度を活用することによって、実施機関における利用目的ごとの保有個人情報の適正な管理に資するとともに、本人が自己に関する個人情報の利用の実態をよりの確に認識することは可能であると考えられる（なお、個人情報ファイル簿を作成及び公表しても、本人の数が1,000人未満の個人情報ファイルは行政機関等匿名加工情報の提案募集の対象にならない。）（※議題番号10関係）。 ・ したがって、本人の数が1,000人未満の個人情報ファイルについては、個人の権利利益の侵害の程度等を考慮することにより、<u>改正法と同様の取扱い（作成・公表義務の対象外とする。）</u>とすることで支障はないと考える。
------------	-----------------------	---

議題番号		9					
見出し	個人情報保護法(改正後)			見出し	大阪市個人情報保護条例(現行条例)		
	条	項	号		条	項	号
第5章 行政機関等の義務等							
第3節 個人情報ファイル							
個人情報ファイル簿の作成及び公表	75	1	行政機関の長等は、政令で定めるところにより、当該行政機関の長等の属する行政機関等が保有している個人情報ファイルについて、それぞれ前条第一項第一号から第七号まで、第九号及び第十号に掲げる事項その他政令で定める事項を記載した帳簿(以下この章において「個人情報ファイル簿」という。)を作成し、公表しなければならない。				
個人情報ファイル簿の作成及び公表	75	2	前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。 一 前条第二項第一号から第十号までに掲げる個人情報ファイル 二 前項の規定による公表に係る個人情報ファイルに記録されている記録情報の全部又は一部を記録した個人情報ファイルであって、その利用目的、記録項目及び記録範囲が当該公表に係るこれらの事項の範囲内のもの 三 前号に掲げる個人情報ファイルに準ずるものとして政令で定める個人情報ファイル				
個人情報ファイル簿の作成及び公表	75	3	第一項の規定にかかわらず、行政機関の長等は、記録項目の一部若しくは前条第一項第五号若しくは第七号に掲げる事項を個人情報ファイル簿に記載し、又は個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載することにより、利用目的に係る事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、その記録項目の一部若しくは事項を記載せず、又はその個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載しないことができる。				
個人情報ファイル簿の作成及び公表	75	4	地方公共団体の機関又は地方独立行政法人についての第一項の規定の適用については、同項中「定める事項」とあるのは、「定める事項並びに記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときは、その旨」とする。				
個人情報ファイル簿の作成及び公表	75	5	前各項の規定は、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が、条例で定めるところにより、個人情報ファイル簿とは別の個人情報の保有の状況に関する事項を記載した帳簿を作成し、公表することを妨げるものではない。				

議題番号		9					
見出し	個人情報保護法(改正後)			見出し	大阪市個人情報保護条例(現行条例)		
	条	項	号		条	項	号
					第2章 実施機関が取り扱う個人情報の保護		
					第1節 個人情報の適切な取扱いの確保		
				事務の届出	8	1	<p>実施機関は、個人情報を取り扱う事務(出版物に記載されている個人情報の取得に係る事務及び一時的に使用され、短期間に廃棄され、又は消去される個人情報を取り扱う事務を除く。以下この条において同じ。)を開始しようとするときは、あらかじめ次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。ただし、急を要するときその他実施機関が事務又は事業の遂行に支障が生ずると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(1) 事務の名称及び目的 (2) 事務を所掌する組織の名称 (3) 個人情報の項目 (4) 個人情報の対象者の範囲 (5) 個人情報の収集方法 (6) 要配慮個人情報を取り扱うときは、その旨 (7) 個人情報の電子計算機処理を行うときは、その旨 (8) 個人情報の利用又は提供を経常的に行うときは、その利用の範囲又は提供先の名称 (9) 前各号に掲げるもののほか、市規則で定める事項</p>
				事務の届出	8	2	<p>実施機関は、前項の規定による届出に係る事項を変更し、又は当該届出に係る個人情報を取り扱う事務を廃止しようとするときは、あらかじめその旨を市長に届け出なければならない。ただし、急を要するときその他実施機関が事務又は事業の遂行に支障が生ずると認めるときは、この限りでない。</p>
				事務の届出	8	3	<p>実施機関は、第1項ただし書又は前項ただし書の規定により市長に届け出ないで個人情報を取り扱う事務を開始し、変更し、又は廃止したときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。</p>
				事務の届出	8	4	<p>市長は、前3項の規定による届出を受理したときは、速やかに当該届出に係る事項を審議会に報告するものとする。この場合において、審議会は実施機関に対し、当該報告に係る事項について意見を述べることができる。</p>
				事務の届出	8	5	<p>市長は、第1項から第3項までの規定による届出に係る事項を記載した目録を作成し、一般の閲覧に供するものとする。</p>

論点整理（個別票） 【案】

議題番号

10

審議項目	個人情報取扱事務登録簿の取扱い
------	-----------------

関係規定	現行条例	第8条
	改正法	第75条（第5項）

改正法上の取扱い	規定されないもの	・ 事務届出に係る具体的な手続等
	変更されるもの	－
	新規	・ 個人情報ファイル簿以外の帳簿の作成等の許容
新条例への規定の可否	<p>・ 地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が、条例で定めるところにより、個人情報の保有の状況に関する事項を記載した帳簿（個人情報を取扱う事務単位で作成された帳簿等）を作成し、公表することは可能（改正法第75条第5項）。</p>	

項目と論点	現行の個人情報取扱事務の届出の制度の取扱い	<p>・ 改正法で定められた個人情報ファイル簿の作成・公表とともに、現行条例の規定（第8条）に基づく個人情報取扱事務の届出の制度は維持することの要否。 （※ 仮に、現行の「事務の届出」の制度を廃止した場合、「事務の届出」においては記載項目であるが、個人情報ファイル簿では記載項目とされていない「電子計算機処理を行う旨」等の項目の可視化が図れなくなる。）</p>
-------	-----------------------	--

事務局における考え方	現行の個人情報取扱事務の届出の制度の取扱い	<p>・ 現行条例第8条の規定による個人情報取扱事務の届出の制度は改正法第75条第5項で許容される本市独自の個人情報の保有の状況に関する帳簿といえる。</p> <p>・ 個人情報ファイル簿との間では、①<u>管理する単位の違い</u>（個人情報ファイル単位で管理する「個人情報ファイル簿」と個人情報を取り扱う事務の単位で管理する「事務の届出に係る事項を記載した目録」。このことから、改正法においては、散在的に個人情報が記録されているものは対象としていない。）や、②<u>作成・公表義務の対象外とするものの違い</u>（個人情報ファイルの本人の数が一定数未満の場合等一定の範囲で作成を不要とする「個人情報ファイル簿」と一時的な利用等などを除いて個人情報を取り扱うほとんどの事務で例外なく作成が必要とされる「事務の届出の目録」）があることから、これらの相違を踏まえて「事務の届出」の仕組みは継続して維持することが相当である。</p> <p>・ また、改正法が作成・公表義務を課していない、本人が1000人未満の個人情報ファイル簿に係る個人情報の取扱いや、個人情報ファイル簿には記載されない個人情報の取扱いに係る項目の可視性を維持する必要もあることから、引き続き、同様の事項を届け出ることとするのが相当である。</p>
------------	-----------------------	--

議題番号	10
------	----

見出し	個人情報保護法(改正後)			見出し	大阪市個人情報保護条例(現行条例)		
	条	項	号		条	項	号
第5章 行政機関等の義務等							
第3節 個人情報ファイル							
個人情報ファイル簿の作成及び公表	75	1	行政機関の長等は、政令で定めるところにより、当該行政機関の長等の属する行政機関等が保有している個人情報ファイルについて、それぞれ前条第一項第一号から第七号まで、第九号及び第十号に掲げる事項その他政令で定める事項を記載した帳簿(以下この章において「個人情報ファイル簿」という。)を作成し、公表しなければならない。	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 15%; border-right: 1px solid black;"></div> <div style="width: 15%;"></div> </div>			
個人情報ファイル簿の作成及び公表	75	2	前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。 一 前条第二項第一号から第十号までに掲げる個人情報ファイル 二 前項の規定による公表に係る個人情報ファイルに記載されている記録情報の全部又は一部を記録した個人情報ファイルであって、その利用目的、記録項目及び記録範囲が当該公表に係るこれらの事項の範囲内のもの 三 前号に掲げる個人情報ファイルに準ずるものとして政令で定める個人情報ファイル				
個人情報ファイル簿の作成及び公表	75	3	第一項の規定にかかわらず、行政機関の長等は、記録項目の一部若しくは前条第一項第五号若しくは第七号に掲げる事項を個人情報ファイル簿に記載し、又は個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載することにより、利用目的に係る事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、その記録項目の一部若しくは事項を記載せず、又はその個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載しないことができる。				
個人情報ファイル簿の作成及び公表	75	4	地方公共団体の機関又は地方独立行政法人についての第一項の規定の適用については、同項中「定める事項」とあるのは、「定める事項並びに記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときは、その旨」とする。				
個人情報ファイル簿の作成及び公表	75	5	前各項の規定は、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が、条例で定めるところにより、個人情報ファイル簿とは別の個人情報の保有の状況に関する事項を記載した帳簿を作成し、公表することを妨げるものではない。				
				第2章 実施機関が取り扱う個人情報の保護			
				第1節 個人情報の適切な取扱いの確保			

議題番号		10					
見出し	個人情報保護法(改正後)			見出し	大阪市個人情報保護条例(現行条例)		
	条	項	号		条	項	号
				事務の届出	8	1	<p>実施機関は、個人情報を取り扱う事務(出版物に記載されている個人情報の取得に係る事務及び一時的に使用され、短期間に廃棄され、又は消去される個人情報を取り扱う事務を除く。以下この条において同じ。)を開始しようとするときは、あらかじめ次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。ただし、急を要するときその他実施機関が事務又は事業の遂行に支障が生ずると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(1) 事務の名称及び目的 (2) 事務を所掌する組織の名称 (3) 個人情報の項目 (4) 個人情報の対象者の範囲 (5) 個人情報の収集方法 (6) 要配慮個人情報を取り扱うときは、その旨 (7) 個人情報の電子計算機処理を行うときは、その旨 (8) 個人情報の利用又は提供を経常的に行うときは、その利用の範囲又は提供先の名称 (9) 前各号に掲げるもののほか、市規則で定める事項</p>
				事務の届出	8	2	<p>実施機関は、前項の規定による届出に係る事項を変更し、又は当該届出に係る個人情報を取り扱う事務を廃止しようとするときは、あらかじめその旨を市長に届け出なければならない。ただし、急を要するときその他実施機関が事務又は事業の遂行に支障が生ずると認めるときは、この限りでない。</p>
				事務の届出	8	3	<p>実施機関は、第1項ただし書又は前項ただし書の規定により市長に届け出ないで個人情報を取り扱う事務を開始し、変更し、又は廃止したときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。</p>
				事務の届出	8	4	<p>市長は、前3項の規定による届出を受理したときは、速やかに当該届出に係る事項を審議会に報告するものとする。この場合において、審議会は実施機関に対し、当該報告に係る事項について意見を述べることができる。</p>
				事務の届出	8	5	<p>市長は、第1項から第3項までの規定による届出に係る事項を記載した目録を作成し、一般の閲覧に供するものとする。</p>

論点整理（個別票） 【案】

議題番号

11

審議項目	任意代理人による開示請求等
------	---------------

関係規定	現行条例	—
	改正法	第76条、第90条、第98条

改正法上の取扱い	規定されないもの	—
	変更されるもの	—
	新規	・ 任意代理人による開示請求等

新条例への規定の可否	<ul style="list-style-type: none"> ・ 個人情報保護の制度に関わる事項であることから改正法の規定と異なる定めは許容されない。もっとも、手続に関する事項については、改正法第5章第4節の規定に反しない限り、条例で必要な規定を定めることができる。 ・ 本人又は法定代理人若しくは任意代理人以外の者による開示請求を認めることは許容されない。
------------	---

項目と論点	任意代理人の資格の確認の方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本人の委任による代理人（任意代理人）からの保有個人情報の開示請求等について、<u>任意代理人の資格の確認</u>に関し、条例においてどのような措置を講じる必要があるか。 （※なお、改正法施行令第21条第3項は、任意代理人による請求における確認書類として、戸籍謄本、委任状その他その資格を証明する書類の提示又は提出を義務付けている。）
-------	----------------	---

事務局における考え方	本人の意思確認の要否及び方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ なりすまし等による制度の悪用を防止する観点から任意代理人の資格を慎重に確認することは重要であると考えられる。そこで、改正法施行令が任意代理人からの提出を義務付けている委任状についても、<u>登録済みの印鑑による押印を求め、併せて当該印鑑の登録証明書の添付を求めることが考えられる。</u> ・ さらに、特に本人の意思を厳密に確認する必要があると考えられる場合（例えば、本人がDV支援措置の対象になっている場合等、当該代理人に委任することに疑義があるような場合）においては、委任状等の書類の提示又は提出に加えて、<u>別途、本人の意思を確認する（例えば、本人への連絡により委任の意思の確認を行う等）方法を講じることが望ましい。</u> ・ したがって、任意代理人による保有個人情報の開示請求については、改正法の規定と矛盾しない範囲で、本人の権利利益を損なうことがないよう、<u>特に必要と考えられる場合において本人の意思を直接確認するなどの手続を採り得るように措置することが望ましい。</u>
------------	----------------	---

議題番号		11					
見出し	個人情報保護法(改正後)			見出し	大阪市個人情報保護条例(現行条例)		
	条	項	号		条	項	号
第5章 行政機関等の義務等				第2章 実施機関が取り扱う個人情報の保護			
第4節 開示、訂正及び利用停止				第2節 保有個人情報の開示、訂正及び利用停止			
第1款 開示							
開示請求権	76	1	何人も、この法律の定めるところにより、行政機関の長等に対し、当該行政機関の長等の属する行政機関等の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。	開示請求権	17	1	何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、当該実施機関の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。
開示請求権	76	2	未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人(以下この節において「代理人」と総称する。)は、本人に代わって前項の規定による開示の請求(以下この節及び第百二十七条において「開示請求」という。)をすることができる。	開示請求権	17	2	未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、本人に代わって前項の規定による開示の請求(以下「開示請求」という。)をすることができる。
第2款 訂正							
訂正請求権	90	1	何人も、自己を本人とする保有個人情報(次に掲げるものに限る。第九十八条第一項において同じ。)の内容が事実でないと思料するときは、この法律の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する行政機関の長等に対し、当該保有個人情報の訂正(追加又は削除を含む。以下この節において同じ。)を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の訂正に関して他の法令の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。 一 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報 二 開示決定に係る保有個人情報であって、第八十八条第一項の他の法令の規定により開示を受けたもの	訂正請求権	28	1	何人も、自己を本人とする保有個人情報の内容が事実でないと認めるときは、この条例の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する実施機関に対し、当該保有個人情報の訂正(追加又は削除を含む。以下同じ。)を請求することができる。
訂正請求権	90	2	代理人は、本人に代わって前項の規定による訂正の請求(以下この節及び第百二十七条において「訂正請求」という。)をすることができる。	訂正請求権	28	2	第17条第2項の規定は、前項の規定による訂正の請求(以下「訂正請求」という。)について準用する。
訂正請求権	90	3	訂正請求は、保有個人情報の開示を受けた日から九十日以内に行わなければならない。				

議題番号		11					
見出し	個人情報保護法(改正後)			見出し	大阪市個人情報保護条例(現行条例)		
	条	項	号		条	項	号
第3款 利用停止							
利用停止請求権	98	1	本文	利用停止請求権	36	1	本文
利用停止請求権	98	1	1	利用停止請求権	36	1	1
利用停止請求権	98	1	2	利用停止請求権	36	1	2
利用停止請求権	98	2		利用停止請求権	36	2	
利用停止請求権	98	3					

何人も、自己を本人とする保有個人情報が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この法律の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する行政機関の長等に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止(以下この節において「利用停止」という。)に関して他の法令の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。

第六十一条第二項の規定に違反して保有されているとき、第六十三条の規定に違反して取り扱われているとき、第六十四条の規定に違反して取得されたものであるとき、又は第六十九条第一項及び第二項の規定に違反して利用されているとき 当該保有個人情報の利用の停止又は消去

第六十九条第一項及び第二項又は第七十一条第一項の規定に違反して提供されているとき 当該保有個人情報の提供の停止

代理人は、本人に代わって前項の規定による利用停止の請求(以下この節及び第二百二十七条において「利用停止請求」という。)をすることができる。

利用停止請求は、保有個人情報の開示を受けた日から九十日以内に行わなければならない。

何人も、自己を本人とする保有個人情報が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、この条例の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する実施機関に対し、当該各号に定める措置の請求をすることができる。

第6条第1項から第3項まで及び第7条第1項の規定に違反して収集されたとき、第10条第1項の規定に違反して利用されているとき又は第13条第3項の規定に違反して保有されているとき 当該保有個人情報の利用の停止又は消去

第10条第1項の規定に違反して提供されているとき 当該保有個人情報の提供の停止

第17条第2項の規定は、前項の規定による保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止(以下「利用停止」という。)の請求(以下「利用停止請求」という。)について準用する。

論 点 整 理 (個 別 票) 【 案 】

議題番号

12

審議項目	不開示情報の範囲
------	----------

関係規定	現行条例	第19条
	改正法	第78条

改正法上の取扱い	規定されないもの	—
	変更されるもの	・ 不開示情報の範囲・項目
	新規	・ 情報公開条例上の非公開情報との整合性

新条例への規定の可否	<ul style="list-style-type: none"> ・ 個人情報保護の制度に関わる事項であることから改正法の規定と矛盾する定めは許容されないと考えられる。 ・ なお、情報公開条例では開示されることとされている情報が、改正法第78条第1項各号で不開示情報として規定されている場合には、当該情報を条例で定めることにより不開示情報から除くことができる（改正法第78条第2項）。 ・ 一方、情報公開条例では開示しないこととされている情報が、改正法第78条第1項各号で不開示情報として規定されていない場合でも、情報公開法上の不開示情報に準ずる情報については、当該情報を条例で規定することにより、不開示情報に追加することができる（改正法第78条第2項）。 ・ 「他の法令の規定等により開示することができない情報」（現行条例第19条第8号）については、改正法第19条において不開示情報として明示していないものの、同条各号のいずれに該当するかを実質的に判断すべきものである。 ・ 情報公開条例における不開示情報が実質的に法第78条第1項各号の不開示情報に含まれている場合には、情報公開条例における不開示情報と同様の取扱いをするために条例で規定する必要はない。
------------	---

<p>項目と論点</p>	<p>不開示情報につき 条例において独自の 事項を設けるか</p>	<p>◆ 現行条例第19条（情報公開条例第7条）と改正法第78条との間での不開示事由に係る主たる相違点は、次のとおりである。</p> <p>① 現行条例第19条（情報公開条例第7条）の各号が定める「身体」について、改正法には規定はない（同法上は「生命、健康…」とされており、「身体」は明記されていない。）。</p> <p>② 現行条例第19条第4号（情報公開条例第7条第3号）は、同号により不開示となる情報については、「開示請求者以外の個人又は法人から任意に提供された情報」とされているが、同趣旨の規定と考えられる改正法第78条第1項第3号但書き口の規定では、同規定により不開示とされる情報について、任意に提供された「法人等」に関する情報又は「開示請求者以外の事業を営む個人」の「当該事業に関する情報」に限定されている。</p> <p>③ 現行条例第19条第6号ウについて、改正法には不開示事項として規定されていない。</p> <p>④ 現行条例第19条第7号（情報公開条例第7条第6号）に係る情報について、改正法では「地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報」を前提としている。</p> <p>⑤ 現行条例第19条第7号（情報公開条例第7条第6号）は、「人の生命、身体、財産又は社会的な地位の保護」に「支障が生じると認められる情報」について不開示情報としているが、改正法では、このような事項を明示的に不開示事由としていない。</p> <p>⑥ 現行条例第19条第7号（情報公開条例第7条第6号）は、公開・開示することにより「…支障が生じると認められる」情報を不開示情報としているところ、改正法第78条第1項第7号ロでは、「…支障を及ぼすおそれ」があるものとしているた公開請求の場合の方が公開（開示）の範囲が広くなり得る。</p> <p>⑦ 現行条例第19条第8号（情報公開条例第7条第7号）については、改正法上明示的に不開示事由としていない。</p> <p>◆ 以上に掲げた現行条例上の不開示理由については、上記のとおり、③を除き、情報公開条例においても同様の非公開理由が規定されているところ、各相違点に関して、改正法第78条第2項に基づき、改正法第78条第1項が定める不開示事由を調整する（追加又は削除）規定を設けるべきか。</p>
--------------	---	--

事務局における考
え方

不開示情報につき
条例において独自
の事項を設けるか

○**現行条例第19条第4号、第7号及び第8号を除く現行条例第19条各号の定める内容**については、改正法第78条第1項各号において概ね同様の趣旨の規定が設けられていると評価でき、条例において情報公開条例との不開示事由の調整等の規定を設ける必要はないと考える。

○**現行条例第19条第4号、第6号、第7号及び第8号**については以下のとおりと考えている。

・ **現行条例第19条第4号(情報公開条例第7条第3号)**の定める内容は、改正法第78条第1項第3号口の定める内容と同趣旨と考えられるが、上述のとおり、改正法では非開示となる範囲が限定されている(⇒情報公開条例では非公開とされる情報が、改正法では非開示とされていない。)ことから、差異の部分につき、改正法第78条第2項の規定に基づき、条例で非開示事由を追加する必要があると考える。

・ **現行条例第19条第6号ウ**の定める内容については、改正法に定めがなく、情報公開条例上の非公開事由ともなっていない。故に、情報公開条例上の非公開事由との調整を趣旨とする改正法第78条第2項の規定による調整は許容されないと考えられる。もっとも、本内容は、改正法第78条第7号柱書へのあてはめ(「次に掲げるおそれその他…」)により対応できると考えられる。

・ **現行条例第19条第7号(情報公開条例第7条第6号)**の定める内容と改正法第78条第1項第7号口との違い(後者において、「地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報」を前提としていること)については、改正法の方が非開示事由が限定されていると考えられることから、条例において、この前提を削除することで情報公開条例における非公開理由と揃えておく必要があると考えられる。

・ **現行条例第19条第7号(情報公開条例第7条第6号)**の定める内容(「人の生命、身体、財産又は社会的地位の保護」の部分)は、改正法において非開示事由とはされていない(⇒情報公開条例では非公開とされる情報が、改正法では非開示とされていない。)ことから、差異の部分につき、改正法第78条第2項の規定に基づき、条例で非開示事由を追加する必要があると考える。

・ **現行条例第19条第7号(情報公開条例第7条第6号)**と改正法第78条第1項第7号口との共通項(「犯罪の予防、(鎮圧)又は捜査その他の公共の安全と秩序」)に関し、**現行条例(情報公開条例)の「支障が生じると認められる」と改正法の「支障を及ぼすおそれ」**については、文理解釈上は異なる(「おそれ」の方が範囲が広い。)と考えられる(⇒情報公開条例では公開とされる情報が、改正法では非開示となる。)ことから、差異の部分につき、改正法第78条第2項の規定に基づき、条例で非開示事由から除く必要があると考える(もっとも、この点については解釈の範囲内で現状の取扱いを維持するものとして特段の調整はしないことも考えられる。)

・ **現行条例第19条第8号(情報公開条例第7条第7号)**の定める内容は、改正法上非開示事由として明文では規定されていないが、この点については、国より、「『他の法令の規定等により開示することができない情報』については、改正法第19条において不開示情報として明示していないものの、同条各号のいずれに該当するかを実質的に判断すべき」との見解が示され、かつ、「情報公開条例における不開示情報が実質的に法第78条第1項各号の不開示情報に含まれている場合には、情報公開条例における不開示情報と同様の取扱いをするために条例で規定する必要はない。」とされていることから、この趣旨からは、特に条例で法令秘情報に係る事項を非開示事由として追加する必要はないと考えられる。

議題番号		12					
見出し	個人情報保護法(改正後)			見出し	大阪市個人情報保護条例(現行条例)		
	条	項	号		条	項	号
第5章 行政機関等の義務等				第2章 実施機関が取り扱う個人情報の保護			
第4節 開示、訂正及び利用停止				第2節 保有個人情報の開示、訂正及び利用停止			
第1款 開示							
保有個人情報の開示義務	78	1	本文	保有個人情報の開示義務	19		本文
保有個人情報の開示義務	78	1	1	保有個人情報の開示義務	19		1
保有個人情報の開示義務	78	1	2本文	保有個人情報の開示義務	19		2本文
保有個人情報の開示義務	78	1	2イ	保有個人情報の開示義務	19		2ア
保有個人情報の開示義務	78	1	2ロ	保有個人情報の開示義務	19		2イ
保有個人情報の開示義務	78	1	2ハ	保有個人情報の開示義務	19		2ウ

議題番号		12					
見出し	個人情報保護法(改正後)			見出し	大阪市個人情報保護条例(現行条例)		
	条	項	号		条	項	号
保有個人情報の開示義務	78	1	3本文3イ	保有個人情報の開示義務	19		3
保有個人情報の開示義務	78	1	3本文3ロ	保有個人情報の開示義務	19		4
保有個人情報の開示義務	78	1	4				
保有個人情報の開示義務	78	1	5				
保有個人情報の開示義務	78	1	6	保有個人情報の開示義務	19		5

議題番号		12					
見出し	個人情報保護法(改正後)			見出し	大阪市個人情報保護条例(現行条例)		
	条	項	号		条	項	号
保有個人情報の開示義務	78	1	7本文7イ				
保有個人情報の開示義務	78	1	7本文7ロ	保有個人情報の開示義務	19		7 開示することにより、 人の生命、身体、財産又は社会的な地位の保護 、犯罪の予防、犯罪の捜査その他の公共の安全と秩序の維持に 支障が生じると認められる 情報
保有個人情報の開示義務	78	1	7本文7ハ	保有個人情報の開示義務	19	6本文6ア	6 本市の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他の当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの ア 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ
保有個人情報の開示義務	78	1	7本文7ニ	保有個人情報の開示義務	19	6本文6イ	6 本市の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他の当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、本市又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ
保有個人情報の開示義務	78	1	7本文7ホ	保有個人情報の開示義務	19	6本文6エ	6 本市の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他の当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの エ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

議題番号		12						
見出し	個人情報保護法(改正後)			見出し	大阪市個人情報保護条例(現行条例)			
	条	項	号		条	項	号	規定内容
保有個人情報の開示義務	78	1	7本文 7へ	保有個人情報の開示義務	19		6 6本文 6オ	6 本市の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの へ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ
保有個人情報の開示義務	78	1	7本文 7ト	保有個人情報の開示義務	19		6 6本文 6カ	6 本市の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの ト 独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ
保有個人情報の開示義務	78	2						
				保有個人情報の開示義務	19		6 6本文 6ウ	6 本市の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの ウ 個人の評価、診断、判定、相談、選考等に係る事務に関し、当該事務若しくは将来の同種の事務の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務の公正若しくは円滑な遂行に支障が生じるおそれ
				保有個人情報の開示義務	19		8	前各号に掲げるもののほか、法令等の定めるところにより開示しないこととされ、若しくは開示することができないと認められる情報又は法律若しくはこれに基づく政令の規定による明示の指示等により開示することができないと認められる情報

論点整理（個別票） 【案】

議題番号

13

審議項目	開示決定等の期限
------	----------

関係規定	現行条例	第24条、第25条
	改正法	第83条、第84条、第85条

改正法上の取扱い	規定されないもの	－
	変更されるもの	・ 開示決定等の当初期限（延長期間は同じ）
	新規	－
新条例への規定の可否	・ 改正法の定める期限を条例で延長することは許容されないが、短縮することは許容されるとされている。	

項目と論点	開示決定等の期限の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・ 開示決定等の期限について改正法の規定に合わせる必要があるか。 ・ 改正法の定める「事案の移送」を受けた場合について特別な取扱いを定めるべきか。
-------	--------------	--

事務局における考え方	開示決定等の期限の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現行条例においては請求のあった日から14日以内としていること（現行の当初期限において、事務遂行上の大きな支障もないこと）、改正法が法定期限の短縮を許容していること、公文書公開請求の場合においては、大阪市情報公開条例第11条第1項においても公開決定等の原則的な期限を公開請求があった日の翌日から起算して14日以内としていることとの整合性を勘案することで、検索や審査等に要する期間（標準処理期間）として合理的な期間を設定することが望ましい。 ・ したがって、現行条例において開示決定等の原則的な期限について開示請求のあった日から14日以内としている取扱いを踏まえ、改正法の適用後においても、条例により同様の規定を設けること（改正法の定める期間を短縮すること）が適当である。 ・ 改正法第85条が定める「事案の移送」を本市が受けた場合、移送元と移送先との決定期限の違いから、移送先である本市が移送を受けた時点では、本市の決定期限（14日以内）までに十分な検討ができない、また、既に期限を徒過している等の事態が生じ得るが、これらの点については、決定期限の延長や、同条の定める「協議」等により柔軟に対応できるものと考えている。
------------	--------------	--

議題番号		13					
見出し	個人情報保護法(改正後)			見出し	大阪市個人情報保護条例(現行条例)		
	条	項	号		条	項	号
	第5章 行政機関等の義務等				第2章 実施機関が取り扱う個人情報の保護		
	第4節 開示、訂正及び利用停止				第2節 保有個人情報の開示、訂正及び利用停止		
	第1款 開示						
開示決定等の期限	83	1	開示決定等は、 開示請求があった日から三十日以内 にしなければならない。ただし、第七十七条第三項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。	開示決定等の期限	24	1	前条第1項又は第2項の決定(以下「開示決定等」という。)は、 開示請求があった日の翌日から起算して14日以内 にしなければならない。ただし、第18条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。
開示決定等の期限	83	2	前項の規定にかかわらず、行政機関の長等は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を三十日以内に限り延長することができる。この場合において、行政機関の長等は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。	開示決定等の期限	24	2	前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、開示決定等をすべき期間を、同項に規定する期間が満了する日の翌日から起算して30日を限度として延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。
開示決定等の期限の特例	84		開示請求に係る保有個人情報 ^{が著しく大量であるため} 、 開示請求があった日から六十日以内 にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、行政機関の長等は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、行政機関の長等は、同条第一項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。 一 この条の規定を適用する旨及びその理由 二 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限	開示決定等の期限の特例	25		開示請求に係る保有個人情報 ^{が著しく大量であるため} 、 開示請求があった日の翌日から起算して44日以内 にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第一項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。 (1) この条の規定を適用する旨及びその理由 (2) 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限
事案の移送	85	1	行政機関の長等は、開示請求に係る保有個人情報 ^{が当該行政機関の長等が属する行政機関等以外の行政機関等から提供されたものであるとき} 、その他の行政機関の長等において開示決定等を行うことにつき正当な理由があるときは、当該他の行政機関の長等と協議の上、当該他の行政機関の長等に対し、事案を移送することができる。この場合においては、移送をした行政機関の長等は、開示請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。				
事案の移送	85	2	前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた行政機関の長等において、当該開示請求についての開示決定等を行しなければならない。この場合において、移送をした行政機関の長等が移送前にした行為は、移送を受けた行政機関の長等がしたもの ^{とみなす} 。				
事案の移送	85	3	前項の場合において、移送を受けた行政機関の長等が第八十二条第一項の決定(以下この節において「開示決定」という。)をしたときは、当該行政機関の長等は、開示の実施をしなければならない。この場合において、移送をした行政機関の長等は、当該開示の実施に必要な協力をしなければならない。				

論 点 整 理 (個 別 票) 【 案 】

議題番号

14

審議項目	開示請求等に係る手数料
------	-------------

関係規定	現行条例	第68条
	改正法	第89条

改正法上の取扱い	規定されないもの	・ 実費の徴収
	変更されるもの	・ 手数料の徴収義務
	新規	—

新条例への規定の可否	<ul style="list-style-type: none"> ・ 条例により額（但し、実費の範囲）を定める必要がある（改正法第89条第2項）。 ・ 条例により手数料を無料とすることは、そのような条例を定めること自体が一定の住民の合意を得られたことの帰結とみなしうることから許容される。 ・ なお、地方独立行政法人に対する開示請求等に係る手数料（改正法第89条第7項）は同法人独自で定めるべき（条例で定めることは想定していない。）（※個人情報保護委員会へ電話確認済）
------------	---

項目と論点	手数料及び実費の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・ 開示請求に係る手数料の納付及び写しの作成及び送付に要する費用（実費）についてどのように取り扱うか。
-------	-------------	---

事務局における考え方	手数料及び実費の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・ 何人に対しても開示等を請求する権利を保障する旨の現行条例の趣旨、目的、並びに、改正法が許容していることを踏まえて、開示請求等に係る手数料の額については引き続き無料を維持し、一方で、受益者負担の観点から、公文書の写しの作成及び送付に要する費用（実費）については負担を求めるとすることが相当と考える。 ・ 地方独立行政法人に対する開示請求等に係る手数料については、上記国の見解（但し、現時点。）を踏まえると、条例に含めるのではなく、法人独自で定めることとするのが相当であると考え。
------------	-------------	---

議題番号	14
------	----

見出し	個人情報保護法(改正後)			見出し	大阪市個人情報保護条例(現行条例)		
	条	項	号		条	項	号
	第5章 行政機関等の義務等			第5章 補則			
	第4節 開示、訂正及び利用停止						
	第1款 開示						
手数料	89	1	行政機関の長に対し開示請求をする者は、政令で定めるところにより、実費の範囲内において政令で定める額の手数料を納めなければならない。				
手数料	89	2	地方公共団体の機関に対し開示請求をする者は、条例で定めるところにより、実費の範囲内において条例で定める額の手数料を納めなければならない。	手数料	68		<p>開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求若しくは第48条の規定による申出又は指定管理者等保有個人情報の開示請求等に係る手数料は、無料とする。</p> <p>2 この条例(第64条第2項を除く。)の規定により公文書の写しの交付(電磁的記録にあっては、これに準ずるものとして市規則で定める方法を含む。)を受ける者は、当該写しの作成及び送付(電磁的記録にあっては、これらに準ずるものとして市規則で定めるものを含む。)に要する費用を負担しなければならない。</p>
手数料	89	3	前二項の手数料の額を定めるに当たっては、できる限り利用しやすい額とするよう配慮しなければならない。				
手数料	89	4	独立行政法人等に対し開示請求をする者は、独立行政法人等の定めるところにより、手数料を納めなければならない。				
手数料	89	5	前項の手数料の額は、実費の範囲内において、かつ、第一項の手数料の額を参酌して、独立行政法人等が定める。				
手数料	89	6	独立行政法人等は、前二項の規定による定めを一般の閲覧に供しなければならない。				
手数料	89	7	地方独立行政法人に対し開示請求をする者は、地方独立行政法人の定めるところにより、手数料を納めなければならない。	手数料	68		<p>開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求若しくは第48条の規定による申出又は指定管理者等保有個人情報の開示請求等に係る手数料は、無料とする。</p> <p>2 この条例(第64条第2項を除く。)の規定により公文書の写しの交付(電磁的記録にあっては、これに準ずるものとして市規則で定める方法を含む。)を受ける者は、当該写しの作成及び送付(電磁的記録にあっては、これらに準ずるものとして市規則で定めるものを含む。)に要する費用を負担しなければならない。</p>
手数料	89	8	前項の手数料の額は、実費の範囲内において、かつ、第二項の条例で定める手数料の額を参酌して、地方独立行政法人が定める。				
手数料	89	9	地方独立行政法人は、前二項の規定による定めを一般の閲覧に供しなければならない。				

論 点 整 理 (個 別 票) 【 案 】

議題番号

15

審議項目	訂正請求権及び利用停止請求権の対象等
------	--------------------

関係規定	現行条例	第28条、第31条、第36条、第39条
	改正法	第90条、第98条

改正法上の取扱い	規定されないもの	・ 訂正請求及び利用停止請求に係る保有個人情報の存否に係る情報
	変更されるもの	・ 訂正請求権及び利用停止請求権の対象を開示決定等を受けた保有個人情報に限る。
	新規	・ 訂正請求及び利用停止請求に係る請求の期限
新条例への規定の可否	・ 条例により、開示決定等により本人が開示を受けていない保有個人情報についても訂正請求・利用停止請求の対象にすること（但し、制度の運用に支障がない限り）は許容される（改正法第108条。請求の前提となる手続に関する事項であるため。）。	

項目と論点	開示決定等前置の取扱い	・ 改正法の規定内容に合わせて、訂正請求等を行う前提として開示請求に基づく開示決定等を受けていることを要件とする必要はあるか。
	存否応答拒否の取扱い	・ 改正法によると規定されない訂正請求等に係る存否応答拒否の取扱いをどうするか。
	訂正請求等の期限	・ 改正法の規定内容に合わせて、訂正請求等の期限を開示を受けた日から90日以内と定める必要はあるか。

事務局における考え方	開示決定等前置の取扱い	・ 現行条例においては、訂正請求等について、開示請求に基づく開示決定等が行われていることを前提とはしていないが、これは、本人が保有個人情報を、開示決定等によらずに取得する余地（情報提供等）があり、これにより当該個人情報が特定できる場合もあることを踏まえたものであるところ、訂正請求権等の請求権者に係る法的権利の保障の観点、また、改正法が許容していること等を踏まえれば、条例で定めることにより、開示決定等を前提としない現在の取扱いを維持することが妥当と考えられる。
	存否応答拒否の取扱い	・ 訂正請求等について、開示決定等を前置する扱いを採らないのであれば、訂正請求等の場面でも存否に係る応答を拒否すべき必要性があると考えられる（前記のとおり、改正法が開示決定等を必ず前置することを求めているとすれば、条例により前置をしない場合には、条例により存否応答の拒否に係る規定を設けることも許容していると考えられるが、この点については、個人情報保護委員会に確認中である。）。
	訂正請求等の期限	・ 訂正請求等について、開示決定等を前置する扱いを採らないのであれば、論理的には、保有個人情報の開示を受けた日を起算点とする期間制限を設ける意義は無いと考える（前記のとおり、改正法が開示決定等を必ず前置することを求めているとすれば、条例により前置をしない場合には、条例によりこのような期限の定めを除外することも許容していると考えられる。）。

議題番号		15					
見出し	個人情報保護法(改正後)			見出し	大阪市個人情報保護条例(現行条例)		
	条	項	号		条	項	号
第五章 行政機関等の義務等				第2章 実施機関が取り扱う個人情報の保護			
第四節 開示、訂正及び利用停止				第2節 保有個人情報の開示、訂正及び利用停止			
第2款 訂正							
訂正請求権	90	1	何人も、自己を本人とする保有個人情報(次に掲げるものに限る。第九十八条第一項において同じ。)の内容が事実でないと思料するときは、この法律の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する行政機関の長等に対し、当該保有個人情報の訂正(追加又は削除を含む。以下この節において同じ。)を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の訂正に関して他の法令の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。 一 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報 二 開示決定に係る保有個人情報であって、第八十八条第一項の他の法令の規定により開示を受けたもの	訂正請求権	28	1	何人も、自己を本人とする保有個人情報の内容が事実でないと認めるときは、この条例の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する実施機関に対し、当該保有個人情報の訂正(追加又は削除を含む。以下同じ。)を請求することができる。
訂正請求権	90	2	代理人は、本人に代わって前項の規定による訂正の請求(以下この節及び第二百二十七条において「訂正請求」という。)をすることができる。	訂正請求権	28	2	第17条第2項の規定は、前項の規定による訂正の請求(以下「訂正請求」という。)について準用する。
訂正請求権	90	3	訂正請求は、保有個人情報の開示を受けた日から九十日以内に行わなければならない。				
第3款 利用停止							
利用停止請求権	98	1	本文 何人も、自己を本人とする保有個人情報が次の各号のいずれかに該当すると認料するときは、この法律の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する行政機関の長等に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。 ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止(以下この節において「利用停止」という。)に関して他の法令の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。	利用停止請求権	36	1	本文 何人も、自己を本人とする保有個人情報が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、この条例の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する実施機関に対し、当該各号に定める措置の請求をすることができる。
利用停止請求権	98	1	1 第六十一条第二項の規定に違反して保有されているとき、第六十三条の規定に違反して取り扱われているとき、第六十四条の規定に違反して取得されたものであるとき、又は第六十九条第一項及び第二項の規定に違反して利用されているとき 当該保有個人情報の利用の停止又は消去	利用停止請求権	36	1	1 第6条第1項から第3項まで及び 第7条第1項 の規定に違反して収集されたとき、第10条第1項の規定に違反して利用されているとき又は第13条第3項の規定に違反して保有されているとき 当該保有個人情報の利用の停止又は消去
利用停止請求権	98	1	2 第六十九条第一項及び第二項又は 第七十一条第一項の規定 に違反して提供されているとき 当該保有個人情報の提供の停止	利用停止請求権	36	1	2 第10条第1項の規定に違反して提供されているとき 当該保有個人情報の提供の停止

議題番号		15							
見出し	個人情報保護法(改正後)			見出し	大阪市個人情報保護条例(現行条例)				
	条	項	号		規定内容	条	項	号	規定内容
利用停止請求権	98	2		代理人は、本人に代わって前項の規定による利用停止の請求(以下この節及び第百二十七条において「利用停止請求」という。)をすることができる。	利用停止請求権	36	2		第17条第2項の規定は、前項の規定による保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止(以下「利用停止」という。)の請求(以下「利用停止請求」という。)について準用する。
利用停止請求権	98	3		利用停止請求は、保有個人情報の開示を受けた日から九十日以内にならなければならない。					